六

分野　鉱業
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
特定措置の履行要求（第八条）
政府の段階　中央政府
措置　法律第一万八千八百十三号
政令法第一万五千二百四十二号及びその関連政令
概要　海底の下及び地中にある並びに国の領域の地表に表出する全ての鉱物資源は、奪い得ない及び時効によって権利が消滅しない国の所有物である。
前段の規定にかかわらず、非金属鉱物資源の鉱床（建築用資材として直接に使用され、鉱物性材料の物理的又は化学的な変化を引き起こす産業の工程を経ていない非金属鉱物資源の鉱床を含むものは政令で定める。）、一万五千二百四十二号及びその改正が定める条件に従い、土地所有者による開発のために留保される。
鉱床及び鉱山の探査及び開発は、専ら(a)国又は公的企業によって行われ、また、(b)鉱業の権原に基づいて行われる。
それぞれの権原に基づく鉱業権の享有は、特定の規定及び特定の契約の規定により規律される。
操業する特許を受けた者であって、金属鉱石を輸出する立場であるものは、輸出ごとの産品の価額の十五パーセントを本船渡し（ＦＯＢ）価格で国内市場に供給しなければならない。

七

分野　鉄道輸送サービス
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
最恵国待遇（第四条）
経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階　中央政府
措置　鉄道分野に関する法的枠組規則（二千三年十一月二十七日の運輸公共事業省決議第千七百六十七号により採択されたもの）
国際地上交通協定（ＡＴＩＴ）（千九百九十一年七月八日付けの官報）
法律第一万七千九百三十号（第二百五条）
政令法第一万四千七百九十八号
二千十三年政令第二百六十二号
概要　鉄道の運営者は、鉄道の旅客及び貨物の輸送サービスを提供するため、免許の付与について決定する国立交通局から免許（鉄道事業免許）を得なければならない。免許の取得の要件には、次のことを含む。
(a)　鉄道の運営者の払込資本の少なくとも五十一パーセントを、ウルグアイに居住するウルグアイの国民又は同じ払込資本条件を満たすウルグアイの企業が所有していること。
(b)　鉄道の運営者の役員会又は取締役会の少なくとも五十一パーセントがウルグアイに居住するウルグアイの国民で構成されていること。
国際鉄道貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ベルー、ウルグアイ及びボリビア）の間の国際地上交通協定（ＡＴＩＴ）により、相互主義に基づいて、ウルグアイの鉄道の運営者に与えられる。

八

分野　道路交通サービス
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
最恵国待遇（第四条）
経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階　中央政府
措置　国際地上交通協定（ＡＴＩＴ）（千九百九十一年五月十日の運輸公共事業省決議により採択されたもの）（千九百九十一年七月八日付けの官報）
千九百九十七年政令第二百三十号
二千六年政令第二百七十四号
二千六年政令第二百八十五号

九

分野　海上交通サービス及び補助的なサービス
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
最恵国待遇（第四条）
経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階　中央政府
措置　法律第一万二千九十一号
法律第一万四千百六号（第三百九条）
法律第一万六千三百八十七号（第十八条）（法律第一万六千七百三十六号第三百二十一条により改正されたもの）
法律第一万七千二百九十六号（第二百六十三条）
法律第一万八千四百九十八号
法律第一万八千八百九十一号
政令法第一万四千六百五十号（第一章、第二章及び第五章）
千九百九十四年政令第三十一号
概要　ウルグアイの港と沿岸地域との間で行われる国内船舶輸送サービスを対象とする内航海運貿易（ウルグアイの管轄内の水域において行われる船舶による救助活動、積卸し、えい航その他の活動を含む。）は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、特定の税（例えば、船舶の装備、販売及び収入に係る税）を免除される。
行政府は、ウルグアイを旗国とする船舶が利用可能ではない場合には、外国を旗国とする船舶に対し、内航海運業務の実施を許可するための免除を認めることができる。
ウルグアイ国内で内航海運業務を行う船舶は、次の要件に従うものとする。
(a)　当該船舶が自然人によって所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。
(b)　当該船舶が企業によって所有される場合には、(i)当該企業の所有者の五十一パーセントがウルグアイの国民であること及び(ii)ウルグアイの国民が当該企業を管理し、及び経営していること並びに(iii)ウルグアイの国民が当該企業を管理し、及び経営していること。
ウルグアイ及びアルゼンチンそれぞれの国境の港の間の河川を横断する旅客及び車両の輸送は、ウルグアイ又はアルゼンチンを旗国とする船舶のために留保される。
ウルグアイの外国貿易（輸入及び輸出）の全ての貨物輸送のうちの半分は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。ただし、外国を旗国とする船舶に対し、外国貿易のその留保された部分の輸送を行うための免除が認められる。
ウルグアイは、相互主義に基づいて、ウルグアイの外国貿易における貨物輸送へのアクセスについて制限を課すことができる。
ウルグアイを旗国とする商船は、次の要件を満たす場合には、特定の税を免除される。
(a)　当該船舶が自然人によって所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。
(b)　当該船舶が企業によって所有される場合には、当該船舶がウルグアイの国民の管理及び監督の下にあること。
ウルグアイの商船の乗組員は、次の要件を満たさなければならない。
(a)　当該船舶が権限のある当局から通航の承認を得て操業している船舶の場合には、上級乗組員（船長、機関長及び無線通信士を含む。）の九十パーセントがウルグアイの国民であること。
(b)　その他の乗組員の少なくとも九十パーセントがウルグアイの国民であること。
(c)　権限のある当局から通航の承認を得ずに操業している船舶の場合には、船長、機関長及び無線通信士又は一等航海士がウルグアイの国民であること。

概要　定期運航乗合旅客輸送
ウルグアイは、国内の及び国際的な定期運行乗合旅客輸送サービスを提供する権利を留保するが、私企業に特許及び許可を与える。当該特許及び許可は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業に対してのみ与えられる。
ウルグアイの企業とは、ウルグアイに在住するウルグアイの国民が、(i)経営し、(ii)管理し、及び(iii)資本の過半数を所有する企業をいう。
不定期運行乗合旅客輸送（観光客及び観光客以外の輸送）
これらのサービスの提供は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業のために留保される。
国際旅客貨物輸送
ウルグアイの国民が資本の過半数を所有し、かつ、実質的に管理している企業のみが、国際貨物旅客輸送を行うことができる。
国際道路貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ベルー、ウルグアイ及びボリビア）の間の国際地上交通協定（ＡＴＩＴ）により、相互主義に基づいて、ウルグアイの道路の運営者に与えられる。